

聖籠町告示第27号

聖籠町障害者自立支援医療費助成に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成29年3月23日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町障害者自立支援医療費助成に関する要綱の一部を改正する告示

聖籠町障害者自立支援医療費助成に関する要綱(平成19年聖籠町告示第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改める。

第3条に次の1号を加える。

(3) 聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例(昭和62年聖籠町条例第13号)第5条に規定する受給者証の交付を受けていない者

第4条中「第7条に規定する支給月の10日までに」を削る。

第4条の次に次の1条を加える。

(申請期限)

第4条の2 助成の申請は、助成対象者が指定医療機関等で受療した月の末日から6月以内に行うものとする。ただし、町長がやむを得ないと認める場合については、この限りでない。

第5条第1項中「前条」を「第4条」に改める。

第8条に次の1号を加える。

(5) 聖籠町重度心身障害者医療費助成に関する条例第5条に規定する受給者証の交付を受けたとき。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の聖籠町障害者自立支援医療費助成に関する要綱の規定

は、平成29年4月1日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。